

## 社会福祉法人敬昌会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬昌会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬額の基準)

第4条 役員等の報酬額の基準は別表1のとおりとする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、社会福祉法人敬昌会旅費規程に準じて支給することができる。

(支給の方法)

第6条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月25日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月28日（評議員会の決議の日）から施行する。

別表1

報酬等

役職名	支給区分	報酬の額
理事長	月額	800,000円
常勤理事	月額	200,000円
非常勤役員	日額	3,000円

賞与

役職名	
理事長	支給しない
常勤理事	支給しない
非常勤役員	支給しない